

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤磐市 岡山市東区瀬戸	JA晴れの国岡山 岡山東モモ部会	令和4年3月22日	令和5年3月24日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	98	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	73	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	11	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6	ha
(備考)		

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<p>○生産組織:JA晴れの国岡山岡山東モモ部会(373戸、98ha)</p> <p>○販売実績:340t、241百万円(R4実績) ※加工込み、規格外除く</p> <p>○現況</p> <p>①選果場の整備や生産組織再編が行われ、選果対象品種の集約(9品種)や新品種「白皇」の生産拡大を進めているが、生産者の高齢化が進む中、担い手不足も重なり、桃全体での生産量は低下傾向である。</p> <p>②産地の将来を見据えて組織の活性化を図るため、令和元年度、部会内に青壮年部(山陽支部11名、赤坂支部2名 計13名)を発足させた。</p> <p>③就農促進トータルサポート事業の活用により、山陽地区で令和2年3月から実務研修生2名を受け入れ、令和3年3月に2名とも成園を確保し就農するなど、産地としての担い手の育成体制が整いつつあるが、部会全体のアンケートの結果から、既存園地の維持と若手新規栽培者の確保が急務である。</p> <p>④県の働きかけにより、ハイブリッド産地育成推進事業への取組について、市、JA、部会の賛同を得て、令和3年度から計画策定等を進めており、事業の推進にあたり、JAを事務局とする「JA晴れの国岡山岡山東モモ部会ハイブリッド産地推進チーム」を立ち上げ、産地振興に向けた取組を進めている。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

人・農地プランのアンケートにおける営農意向を基本に、まず既存生産者の規模拡大につながる農地整備と集約化に努める。また、県の新規就農研修事業等による新規就農者の育成と並行し就農ほ場の確保・整備を行う。農地の集約化にあたっては、地元農業委員会、部会等の協力により地権者との交渉にあたり、農地中間管理事業により円滑に集約化を進める。

#### (山陽地区)

部会員数が最も多い地区で、青壮年部員を中心に規模拡大に意欲的な経営体が多い。  
円滑に農地の集約化が図られるよう部会の農地配分ルールに基づいたマッチングを進める。  
新規就農者の受入体制を活用し、新規就農者の円滑な就農を支援する。  
特に斗有地区はモデル地区として、農地整備・担い手へのマッチングを積極的に進める。  
また、基盤整備実施予定地区の下仁保地区は、整備にあたり、水田から桃への転換を推進する。

#### (赤坂地区)

若手(青壮年部員)もいるが、やや高齢化が進んでおり、規模拡大に意欲的な経営体は少ない。  
出し手希望農地のうち、生産性が高い農地については地域外の担い手も含め積極的なマッチングを進める。  
新規就農者の受入体制の整備を検討し、将来の担い手育成を検討していく。

#### (瀬戸地区)

やや高齢化が進んでおり、小規模の生産者が多く、規模拡大に意欲的な経営体は少ない。  
出し手希望農地のうち、生産性が高い農地については地域外の担い手も含め積極的なマッチングを進める。  
新規就農者の受入体制の整備を検討し、将来の担い手育成を検討していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体は、別紙のとおりで、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「アンケートによる規模拡大意向のあった者」とする

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### ○出し手農地の状況

出し手農家は100戸、面積は1,098a(93筆)となっている。

##### 【内訳】

- ・山陽地区:63戸、面積は558a(38筆)、特に鴨前、西中地区が多い。
- ・赤坂地区:12戸、面積は172a(15筆)、特に由津里地区が多い。
- ・瀬戸地区:25戸、面積は368a(40筆)、特に森末地区が多い。

##### ○農地中間管理機構の活用方針

斗有地区を重点実施地区とし、ハイブリッド産地育成推進事業を活用し、人・農地プランに基づく農地の集約化、整備、担い手(規模拡大意向農家、新規就農者)へのマッチングを進める。

また、定期的に部会員の経営意向調査を行うとともに、情報を一元管理し、貸借・売買可能な農地の抽出と地図化およびデータベース化を進める。

農地中間管理機構は常に農業委員会等と園地に関する情報交換の場を持ち、出し手と受け手のマッチング、効果的な農地の集約化や改良を進める。

##### ○農地整備への取組方針

生産性の高い農地を確保するため、補助事業等を活用しながら、担い手の営農意向に沿った農地の集積・改良、大区画化、農道・園内道の設置と省力機械の導入・活用、かん水施設の整備等に取り組む。

##### ○担い手の確保・育成方針

関係機関と連携し、就農促進トータルサポート事業を活用すると共に新農業人フェア等の相談会に参加し、新たな担い手の確保を進める。また、後継者や定年帰農者等への就農啓発も積極的に行っていく。

担い手の育成にあたっては、関係機関・団体との連携を密にするとともに、技術習得が円滑に進むよう、研修体制の整備を進める。

##### ○鳥獣被害防止対策の取組方針

補助事業を活用し、電柵や防護策を計画的かつ効率的に配備し、被害の軽減を図る。また、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

##### ○その他

下仁保地区の基盤整備については、一部でももの農地整備が計画されていることから、当該整備に合わせて担い手の規模拡大や新規就農者の確保を進めることで、効率的な産地拡大につながるよう地元、関係機関・団体と連携した取組となるよう留意する。

(参考) 農地の貸付け等の意向は、別紙による

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		作目	経営面積	作目	引受面積	農業を営む範囲 (引受希望地)
認農	〇〇 〇〇	桃	200 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	75 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	12 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	95 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	12 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	200 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	100 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	38 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	50 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	20 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	70 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	92 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	76 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	55 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	85 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	52 a	桃	20 a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	25 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	25 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	130 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	25 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	50 a	桃	50 a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	29 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	80 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	52 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	10 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	40 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	15 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	42 a	桃	a	赤坂
認農	〇〇 〇〇	桃	15 a	桃	a	赤坂
	〇〇 〇〇	桃	40 a	桃	a	赤坂
認農	〇〇 〇〇	桃	50 a	桃	a	赤坂
認新	〇〇 〇〇	桃	50 a	桃	40 a	山陽
認新	〇〇 〇〇	桃	60 a	桃	40 a	山陽
認新	〇〇 〇〇	桃	90 a	桃	30 a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	109 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	230 a	桃	70 a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	a	桃	100 a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	a	桃	100 a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	220 a	桃	a	山陽
認農	〇〇 〇〇	桃	120 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	100 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	54 a	桃	a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	45 a	桃	20 a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	67 a	桃	10 a	山陽
	〇〇 〇〇	桃	40 a	桃	15 a	山陽
計	45人		3045 a		495 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		作目	経営面積	作目	引受面積	農業を営む範囲 (引受希望地)
認農	〇〇 〇〇	桃	24 a	桃		瀬戸
認農	〇〇 〇〇	桃	25 a	桃	20 a	瀬戸
認農	〇〇 〇〇	桃	51 a	桃	100 a	瀬戸
計	3人		76 a		120 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。